

令和7年度三重県子ども・子育て会議認定こども園認可等部会

議事録

日 時：令和8年2月18日（水）13時15分から15時05分
場 所：三重県勤労者福祉会館地階 特別会議室
出席委員：小川委員、宇佐美委員、山際委員、
服部委員、辻木委員、岡部専門委員
事務局：三重県子ども・福祉部子どもの育ち支援課

各市町を通じて申請のあった幼保連携型認定こども園の設置の認可について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第3項に基づき、意見聴取を行ったところ、内容は以下のとおりでした。

1 説明事項

○事務局より、昨年11月の書面開催時に聴取した意見等に対する回答ついて説明を行いました。

2 審議事項

(1) 幼保連携型認定こども園 認可定員等一覧について

○事務局より、資料1に基づき説明を行いました。

○各委員からの主な意見等は以下のとおりでした。

(委員意見等)

・松阪清泉愛育園、わかすぎこども園、わかすぎ第二こども園、わかすぎ第三こども園について、1号認定子どもの利用定員が「5→3→2」という設定になっているが、この考え方について聞きたい。年齢が上がるにつれて定員が増加、または同数となるよう設定するのが通例ではないか。

(事務局回答)

・2号認定子どもの利用定員と合わせることで、問題ないとは考えているが、市に確認の上、回答させていただく。

(委員意見等)

・わかすぎこども園、わかすぎ第三こども園について、3号認定子どもの認可定員がそれぞれ「30」となっているが、これに対応する人員を配置できるのか。

(事務局回答)

・当該定員は、あくまで最大の収容人数であり、実際は「利用定員（予

定)」の規模で運営する、という認識であるが、市に確認の上、回答させていただく。

(委員意見等)

- ・ 幼保連携型認定こども園の設置にあたっては、市全体（管内）の待機児童や受け皿を今後どうするかを見据え、公立施設・私立施設それぞれの役割や保護者のニーズをふまえて、各施設の立地にも配慮されたい。

(事務局回答)

- ・ 市を通じて、いただいたご意見を伝えさせていただく。

(委員意見等)

- ・ 教育・保育の需要と提供体制については、各市町によってさまざまであり、各市町は少子化の影響をふまえ、先を見据えて、慎重に幼保連携型認定こども園の設置を検討していく必要がある。
- ・ 資料1について、以前は「幼保連携型認定こども園設置の意義」のような項目もあったが、なくなったのか。

(事務局回答)

- ・ 今後、例えばあまりに大きなハコ（ハード）整備や定員の増加に関しては認可を行わないことも考えられる。本部会における審議事項が、市町の計画等でしっかりと議論・需給調整がなされたうえで諮られるよう、引き続き徹底していく。
- ・ 資料1について、書面開催時と同様「設置に関する市町の意見」を記載するなど、次年度以降は改善させていただく。

(委員意見等)

- ・ 各施設における子育て支援の一環として、県全体の保育サービスの質の向上という観点からも、「こども誰でも通園制度」の導入について県から働きかけていくことが必要ではないか。

(事務局回答)

- ・ 「こども誰でも通園制度」については、令和8年度より全市町で本格実施されることとなっており、今回認可申請のあった施設の中では、松阪清泉愛育園が導入を検討している。一方で、どの程度需要があるか計りかねる部分や、待機児童との兼ね合いもあり、制度実施に苦慮している市町もある。このような状況もふまえつつ、制度の導入について検討するよう、各市町を通じて呼びかけていく。

(2) - 1 幼保連携型認定こども園 設置認可申請調書について

- 事務局より、資料2に基づき前半4施設分の説明を行いました。
- 各委員からの主な意見等は以下のとおりでした。

(委員意見等)

- ・1号認定子どもについては、基本的に3学期制で、夏休みなどの長期休業があるが、最近では、例えば長期休業期間中であっても希望があれば登園できる、などの特別な対応を行っている施設がある。子育て支援の一環として、今回認可申請のあった施設の中で、そういった対応を行っている施設はあるか。

(事務局回答)

- ・長期休業期間中における各施設の対応について、市に確認の上、回答させていただく。

(委員意見等)

- ・久居保育園について、園則に規定されている「特定教育・保育の質の向上を図るために要する費用」のうち、「施設整備協力金」について、どのように運用し、また、第三者（保護者等）に開示するのか。同様に、どんぐりこども園について、園則における「実費に係る利用者負担」のうち、「夏季活動費」について、例えば酷暑でプール活動ができない場合や、プールに入れない子どもについても一律に徴収するのか。

(事務局回答)

- ・ご指摘いただいた内容について、市に確認の上、回答させていただく。

(委員意見等)

- ・どんぐりこども園について、園則における「実費に係る利用者負担」のうち、「給食費」に係る副食費について、1号認定子どもと2号認定子どもとで負担額に差がないが、例えばおやつなど、提供されるものに差がない、という理解で良いか。

(事務局回答)

- ・ご指摘いただいた内容について、市に確認の上、回答させていただく。

(委員意見等)

- ・利用者負担額について、各施設によってばらつきがあるが、設定は自由にできるのか。

(事務局回答)

- ・利用者負担額の徴収については、事前説明や書面による同意がある前提下で、各施設に一定程度の裁量がある。

(委員意見等)

- ・事前に各施設の財務関係書類を確認しており、概ね問題ないと考えている。
- ・どんぐりこども園について、土地の賃借料が他の施設に比べて高くなっている。どこから賃借しているのか。

(事務局回答)

- ・賃貸人は株式会社建真となっている。賃借料については、地域の水準に照らして適正な額以下であることを認可申請の際に確認している。また、土地には30年の賃借権が設定されている。
- ・不足していた「社会福祉法人清翠会の法人全体の事業活動計算書(過去3年分)」については、本部会終了後、速やかに送付させていただく。

(委員意見等)

- ・幼保連携型認定こども園の設置にあたり、園庭の面積基準はあるのか。

(事務局回答)

- ・満2歳以上の子ども1人につき3.3㎡以上、または学級数に応じた面積基準があり、今回認可申請のあった施設についても、同基準に照らして問題ないことを確認している。

(2) - 2 幼保連携型認定こども園 設置認可申請調書について

○事務局より、資料2に基づき後半4施設分の説明を行いました。

○各委員からの主な意見等は以下のとおりでした。

(委員意見等)

- ・光陽希望ヶ丘保育園について、園則に規定されている「料金表」のうち、「保険料」の内容について聞きたい。施設が負担すべきものではないのか。また、「教育充実費(英語・体操)」については、どのように保護者が負担することとなるのか。

(事務局回答)

- ・ご指摘いただいた内容について、市に確認の上、回答させていただく。

(委員意見等)

- ・かもめ保育園について、園則に規定されている「利用定員」について、2号認定子どもと3号認定子どもの定員数が入れ替わっていると考えられるため、修正が必要である。

(事務局回答)

- ・市に確認の上、修正させていただく。

(委員意見等)

- ・「日本スポーツ振興センター災害共済掛金」について、園則に記載されている施設もあれば、記載されていない施設もある。また、その料金についても、各施設によってばらつきがある。園則に記載する情報はある程度統一した方が良いと考えられるため、調整をお願いしたい。

(事務局回答)

- ・部会資料について、次年度以降は改善させていただく。

(委員意見等)

- ・かもめ保育園について、幼保連携型認定こども園へ移行するにあたり、そういった名称を用いなくても良いのか。

(事務局回答)

- ・法令上、「名称の使用制限」があり、認定こども園以外の施設が「認定こども園」という名称を用いてはならない、とされているため、問題ないと考えている。ただし、認定こども園は、その建物や敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨を掲示しなければならない、とされている。

3 報告事項

- 事務局より、私立幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る届出及び認定申請の状況について報告を行いました。

4 その他

- 事務局より、来年度の部会について周知を行いました（書面1回、対面1回の合計2回、今年度と同時期に開催予定）。